

議案第157号

川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、

第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則（市長の定める規則をいう。以下同じ。）で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第7条第3項を次のように改める。

3 実施機関は、要配慮個人情報を保有してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 法令の定めがあるとき。

(2) 実施機関が情報公開条例第33条に規定する川崎市情報公開運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて正当な行政執行に関連しその権限の範囲内において行われると認めるとき。

第 8 条第 1 項中「（市長の定める規則をいう。以下同じ。）」を削り、「第 2 条第 6 号ア」を「第 2 条第 8 号ア」に改め、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 前号に規定する個人情報ファイルの内容に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第 8 条第 2 項中「第 2 条第 6 号イ」を「第 2 条第 8 号イ」に改め、同条第 3 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 前号に規定する保有個人情報の内容に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第 17 条第 3 号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第 18 条第 2 項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第 30 条第 2 項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削る。

第 45 条中「第 2 条第 6 号ア」を「第 2 条第 8 号ア」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正後の条例（以下「新条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）が保有している同条第 8 号に規定する個人情報ファイルであって、新条例第 8 条第 1 項第 4 号に規定する個人情報ファイルの内容に新条例第 2 条第 4 号に規定する要配慮個人情報（以下「要配慮個人情報」という。）を含むものについては、新条

例第8条第1項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ、次に」とあるのは「川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成30年川崎市条例 号）の施行後遅滞なく、次に」と読み替えて同項の規定を適用する。

- 3 この条例の施行の際現に実施機関が行っている新条例第2条第5号に規定する保有個人情報の保有に係る業務（新条例第8条第1項の規定による届出に係る業務を除く。）であって、新条例第8条第3項第4号に規定する保有個人情報の内容に要配慮個人情報を含むものについては、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「について、川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成30年川崎市条例 号）の施行後遅滞なく」と読み替えて同項の規定を適用する。

（川崎市情報公開条例の一部改正）

- 4 川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「第2条第3号」を「第2条第5号」に改める。

参考資料

制 定 要 旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義を明確化すること、要配慮個人情報の保有を制限すること等のため、この条例を制定するものである。